

## 松阪市まちなか空家利活用促進制度媒介等に関する協定書

松阪市（以下「甲」という。）と松阪不動産事業協同組合（以下「乙」という。）とは、松阪市まちなか空家利活用促進制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、まちなか空家利活用促進制度における空家又は空地の媒介等に関して、次のとおり協定する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携し、甲が実施する松阪市まちなか空家利活用促進制度における空家又は空地の取引を適正かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この協定において使用する用語の定義は、要綱において使用する用語の例による。

2 この協定において「空家又は空地の媒介」とは、登録所有者の空家又は空地を対象として、登録所有者と登録利用者との間で行う当該空家又は空地に係る交渉及び売買又は賃貸借等の契約に関する媒介を行うことをいう。

### （業務執務体制の整備）

第3条 乙は、この協定の業務に関し、次の各号に掲げる業務執務体制の整備に努めるものとする。

- （1）社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- （2）取引の信頼性と安全性の確保

### （協力事業者の募集等）

第4条 乙は、本協定締結後、速やかに協力事業者を募集し、これに応募した所属会員を取りまとめ、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により協力事業者を募集するにあたり、所属会員に対して本協定の趣旨を説明し、これに同意した所属会員から応募を受け付けるものとする。

3 乙は、協力事業者に変更があったときは、速やかにその内容を甲に通知しなければならない。

4 甲は、要綱第4条の規定により登録所有者から空家又は空地の登録の申込みがあり、登録所有者が契約交渉について宅地建物取引業者による媒介を希望するときは、本条第1項の規定により報告を受けた協力事業者を登録所有者に紹介するものとする。

5 乙は、協定に基づく業務に対して所属会員の理解及び協力が得られるよう努力す

るとともに、空家又は空地の媒介等が円滑に行われるよう必要な措置をとるものとする。

(担当業者の選定及び推薦の決定)

第5条 甲は、前条第4項の規定により登録所有者に協力事業者を紹介後、登録所有者が媒介を担当する担当業者の選定を希望する場合は、松阪市まちなか空家利活用促進制度の媒介に係る担当業者推薦依頼書(様式第1号)により、乙に対して、担当業者の選定を依頼するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から担当業者の選定を依頼されたときは、依頼を受けた日から10日以内に、登録所有者の希望条件を考慮して、乙の協力事業者のうちから担当業者を選定するものとする。この場合において、登録所有者は、担当業者の選定について乙と協議することができる。

3 乙は、前項の規定により選定した担当業者について、松阪市まちなか空家利活用促進制度の媒介に係る担当業者推薦報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

4 甲は、前項の規定により乙から報告を受けたときは、当該事業者を担当業者として推薦することを決定し、速やかに登録所有者に対して、その旨を松阪市まちなか空家利活用促進制度媒介業者推薦通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(媒介に係る協力の依頼)

第6条 甲は、前条第4項の規定により推薦した担当業者に対し、登録所有者の希望に基づき空家又は空地の媒介に係る協力を依頼し、又は依頼を中断若しくは終了するときは、乙に対し、松阪市まちなか空家利活用促進制度の媒介に係る協力(中断・終了)依頼書(様式第4号)により行うものとする。

2 乙は、前項の規定による依頼を受けたときは、当該担当業者に対してその旨を速やかに報告するものとする。

3 前項の規定により報告を受けた担当業者は、登録所有者と連絡調整の上、協議し、媒介等に関する契約を締結することができる。

4 甲は、前項の規定に関して、必要に応じ、登録所有者と担当業者との初会の協議場所の提供及び立会いについて協力支援をするものとする。

5 甲は、登録所有者又は登録利用者からの現地立会い確認や登録利用者の内覧等についての支援を、乙に委託することができる。

(媒介業務)

第7条 甲は、登録利用者から空家又は空地の利用交渉等の申込みがあった場合は、速やかに乙に対し、松阪市まちなか空家利活用促進制度利用交渉申込通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から通知を受けたときは、速やかに担当業者に対し、

空家又は空地の媒介に関する必要な事項を指示するものとする。

- 3 前項の規定による指示を受けた担当業者は、登録所有者と調整を図り、登録利用者から利用の交渉等の申込みのあった空家又は空地の媒介を行うものとする。

(媒介に係る結果等の報告)

第8条 担当業者は、前条第3項の規定により行った媒介の結果等を書面等により速やかに乙に報告するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する媒介結果の報告を受けたときは、速やかに松阪市まちなか空家利活用促進制度の媒介に係る結果報告書(様式第6号)により甲に報告するものとするものとする。

(媒介の報酬)

第9条 空家又は空地の媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法第46条第1項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額以内の額とする。

(苦情又は紛争の処理)

第10条 この協定に基づく業務の内、第4条第4項、第5条第1項及び同条第4項、第6条第1項、同条第4項及び同条第5項並びに第7条第1項に規定する甲の業務を除き、苦情又は紛争が発生した場合には、乙の責任において処理するものとする。

(秘密義務)

第11条 甲及び乙は、この協定の実施に当たって知り得た個人情報について、第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、登録所有者又は登録利用者から承諾を得た場合、又は個人が特定できない統計情報として使用する場合はこの限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、乙の会員以外の第三者に対し、協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれかからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協定の解除)

第 14 条 甲又は乙は、この協定に違反したときは、催告なしで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても甲はその賠償の責を負わない。

(その他)

第 15 条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 1 月 13 日

甲 松阪市殿町 1 3 4 0 番地 1  
松 阪 市  
松阪市長 竹上 真人

乙 松阪市大黒田町 3 0 8 番地 1 5  
松阪不動産事業協同組合  
代表理事 林 弘高

様式第1号（第5条関係）

第 号  
令和 年 月 日

松阪不動産事業協同組合 御中

松阪市長



松阪市まちなか空家利活用促進制度の媒介に係る担当業者推薦依頼書

松阪市まちなか空家利活用促進制度媒介等に関する協定書第5条の規定により、下記の物件に関する担当業者を選定し推薦することを依頼します。

記

登録番号		
物件所在地	松阪市	
登録所有者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	
	携帯番号	
物件の状態及び希望種別	添付の登録カードを参照	
備考		

【担当】松阪市建設部建築開発課  
電話：

松阪市長 様

松阪不動産事業協同組合  
代表理事 印

松阪市まちなか空家利活用促進制度の媒介に係る担当業者推薦報告書

令和 年 月 日付け 第 号により依頼のあった件について、下記の業者を推薦します。

記

1. 推薦する業者（順不同）

(1)	商号	
	代表者名	
	住所	
	電話番号	
	免許番号及び免許年月日	三重県（ ）第 号 年 月 日
(2)	商号	
	代表者名	
	住所	
	電話番号	
	免許番号及び免許年月日	三重県（ ）第 号 年 月 日
(3)	商号	
	代表者名	
	住所	
	電話番号	
	免許番号及び免許年月日	三重県（ ）第 号 年 月 日

2 その他特記事項

【担当】松阪不動産事業協同組合  
電話：

様

松阪市長



松阪市まちなか空家利活用促進制度担当業者推薦通知書

松阪市まちなか空家利活用促進制度に登録のありました下記の物件について、媒介を担当する担当業者として、本市と松阪市まちなか空家利活用促進制度媒介等に関する協定を締結している宅地建物取引業団体（松阪不動産事業協同組合）から、下記の業者を推薦します。

記

1. 登録番号（物件所在地）

2. 推薦する業者（順不同）

(1)	商号	
	代表者名	
	住所	
	電話番号	
	免許番号及び免許年月日	三重県（ ）第 号 年 月 日
(2)	商号	
	代表者名	
	住所	
	電話番号	
	免許番号及び免許年月日	三重県（ ）第 号 年 月 日
(3)	商号	
	代表者名	
	住所	
	電話番号	
	免許番号及び免許年月日	三重県（ ）第 号 年 月 日

2 その他特記事項

【担当】松阪市建設部建築開発課  
電話：

様式第4号（第6条関係）

第 号  
令和 年 月 日

松阪不動産事業協同組合 御中

松阪市長



松阪市まちなか空家利活用促進制度の媒介に係る  
協力（中断・終了）依頼書

松阪市まちなか空家利活用促進制度媒介等に関する協定書第6条の規定により、下記の物件の売買、賃貸借等に係る媒介の協力（中断・終了）を依頼します。

記

登録番号		
物件所在地	松阪市	
登録所有者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	
	携帯番号	
物件の状態及び希望種別	添付の登録カードを参照	
依頼する事業者 (担当業者)	商号	
	代表者名	
	住所	
備考		

【担当】松阪市建設部建築開発課  
電話：

様式第5号（第7条関係）

第 号  
令和 年 月 日

松阪不動産事業協同組合 御中

松阪市長



松阪市まちなか空家利活用促進制度利用交渉申込通知書

下記の物件について利用交渉等の申込みがあったので、松阪市まちなか空家利活用促進制度媒介等に関する協定書第7条の規定により通知します。

記

登録番号		
物件所在地	松阪市	
登録所有者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	
	携帯番号	
登録利用者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	
	携帯番号	
売買又は賃貸借	1 売 買      2 賃 貸 借	
利用方法	1 定 住      2 滞 在      3 その他（                      ）	
備 考		

【担当】松阪市建設部建築開発課  
電話：

松阪市長 様

松阪不動産事業協同組合  
(担当業者名)



松阪市まちなか空家利活用促進制度の媒介に係る結果報告書

令和 年 月 日付け 第 号で依頼のあったこのことについて、松阪市まちなか空家利活用促進制度媒介等に関する協定書第8条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	登録番号	
2	物件所在地	松阪市
3	種別	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸借
4	成立可否	<input type="checkbox"/> 媒介契約 ( <input type="checkbox"/> 成立 <input type="checkbox"/> 不成立 ) 契約日 令和 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 売買契約 ( <input type="checkbox"/> 成立 <input type="checkbox"/> 不成立 ) 契約日 令和 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 賃貸借契約 ( <input type="checkbox"/> 成立 <input type="checkbox"/> 不成立 ) 契約日 令和 年 月 日
		(不成立の場合、その理由)
5	登録所有者	氏名：
6	登録利用者 (購入又は賃借をした人)	住所：
		氏名：
7	価格	<input type="checkbox"/> 売買 金 円
		<input type="checkbox"/> 賃貸借 金 円 (月額) 契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
8	備考	

・添付書類（成約した場合は、契約書の写しを添付）